

法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定について

2025 年 3 月 13 日
株式会社高志インテック
ヒューマ事業部

1. 事業所ごとの労使協定締結状況

■労使協定を締結している

■協定の対象となる派遣労働者の範囲

- ・情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）の職業等
- ・情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除外）の職業等
- ・学校等教員の職業
- ・事務的職業
- ・一般事務・秘書・受付の職業
- ・コンピュータ等事務用機器操作の職業
- ・営業の職業

■協定の有効期限の終期 2026 年 3 月 31 日

以上